

茨城県史料館報

第 4 号
昭和 42 年 3 月



く ん 蒸 棧 全 景

目 次

史料館と研究活動の方向	館長 小和田武紀… 1
<hr/>	
整理と保存	
第12回近世史料取扱講習会特集	
総括と反省 ……………	研究員 原島陽一… 3
研究討議について	
Ⅰ 近世史料の整理・分類	…………… 研究員 大野瑞男… 5
Ⅱ 近世史料の管理 ……………	研究員 原島陽一… 6
補習 ……………	研究員 浅井潤子… 6
Ⅲ 所在調査法 ……………	研究員 鎌田永吉… 7
民俗調査法 ……………	研究員 大給近達… 7
<hr/>	
民俗資料の保存管理 (三) ——調査票について——	…………… 研究員 中村俊亀智… 8
<hr/>	
研究	
二つの農家家法について ……	研究員 原島陽一… 9
商家年中行事の構成 ……………	研究員 中村俊亀智… 11
<hr/>	
収蔵史料	
所蔵史料の現況 (二) ……………	13
新収史料紹介 (承前) ……………	14
<hr/>	
昭和41年度事業報告 ……………	2
彙報 ……………	15

表紙題字・小和田武記

史料館と

研究活動の方向

館長 小和田 武 紀

この二月をもって、史料館長就任一週年を迎えた。その間迂余曲折はあったが、事務部門の体制も漸く一通り整い、内部の塗装もすみ、工事中のくんじょう棟も落成し、四十二年度予算（大蔵省査定済）も倍増し、旧来のシコリ、弊習らしきものも一応一掃できた。尚今後の課題はたくさんあるがその意味では、曲りなりにも面目を一新したといつてもさしつかえなからう。このことは一重に文部省関係者各位、当館評議員各位の御協力御支援の賜物と衷心からお礼を申し上げたい。

ただ、ここに緊急を要する問題は、史料館における研究体制の組織化と、その強化充実ということである。それについては対象別による研究室制をとり、共通の研究テーマを定めるとともに研究室別ごとに研究題目を設定し、さらに殆んど三〇代のみなる研究員組織の現状に鑑み、欠員あるを幸い、主任研究員、室長クラス要員として、国立大学教授、

助教授クラスより招聘強化すべく目下関係方面と接衝詮衡中である。

しかし、史料館としては、これら純粋なる研究機関とする考え方には立っていない。あくまでも、史料の「収集、保存、整理、利用」を立て前とし、それに役立つ基本的研究調査を本旨とする方針である。

その意味で当面する研究計画としては、次のことを考えている。

(一)各研究室共通研究テーマ

A 史料の古文書学的研究
主として近世史料について、その成立、形式、書式、形態、紙質、花押、印鑑およびその社会的背景等を研究する。

B 史料に関する語彙の研究
史料に記述された特長的な語彙の用語等について、史料の種類別、地域別、時代別に代表的史料を採り、その索引を複製し、その意義、使用法等を比較研究する。

C 史料の分類法の研究
各文書別に整理、分類し、「史料館所蔵史料目録」を引き続き刊行し、またこれを検討し、史料の

分類法の基礎的体系的的研究をする

(二)第一研究室テーマ

A 武家文書の研究、寺社文書の研究
B 大名文書の所在調査
C 幕府、諸藩役職人名変遷の研究

D 地域別領主支配変遷の研究
E 寺社文書の所在調査

(三)第二研究室テーマ

A 未刊地誌目録の編集
B 村明細帳の研究
C 旧村名索引の作成
D 検地帳の記載法の研究
E 戸口史料（宗門帳、人別帳、五人組帳等）の形態学的研究
F 宿駅文書の所在調査とその類型的研究

G 大小区制、区分地域の研究
明治初年の大小区制区分研究を実施し、明治初年の地方文書研究の基礎資料とする

H 年貢徴収法の研究
年貢免状、皆済目録、免割帳等年貢関係史料により、年貢の種類、支配別、時代別年貢徴収法の変遷を研究し、年貢関係史料の分類法研究等の基礎とする。

(四)第三研究室のテーマ

A 町方文書の所在調査
B 江戸、京都、大阪町触の研究
三者を比較研究し、三者に対する幕府支配の特質を研究する。

C 町方職制の研究
D 仲間史料の研究

町の各種商工業仲間を種別、地域、時代、領主別に抽出し、その史料を比較研究して、仲間の性格を明らかにするとともに、分類法の基礎資料とする。

E 飛脚、船問屋史料の所在調査と研究

以上の計画は、いづれも現行規定による史料館の基本的性格である。史料の整理分類についての基礎的資料として必要欠くべからざるものを中心とした。中には、己に完了済みのものも若干あり、相当の予算措置を伴わなければ実施不可能のものもあるが少くとも今後二・三年中に完了し度い方針である。

尚研究成果については、在来通り所蔵史料目録の逐次刊行はもちろんのこと、その他のものについては、研究員による隔月ごと開催の史料館公開研究発表会、ならびに四十二年度より刊行予定の史料館紀要、及び、まとまったものについては、史料館叢書として刊行を計画している。

さらに民族資料については、予算措置もとられたので、四十二年度より史料館所蔵民族資料図録第一集として、とりあえず「アイヌ」篇を刊行し、以下逐次刊行の予定にて日下鋭意その準備を進めている。

昭和四一年度事業について

本年度の事業について、まず、当館設置の基本事業の一つである近世史料の収集について述べ、次に、所在調査、史料展示会、近世史料担当者講習会、研究業務等についてご報告したいと思う。

一、近世史料の収集

本年度も、予算の制約上、思うような収集事業は行なえなかったが、次の二件の史料を収集した。

- 1 長野県下戸長役場書類など十

四件

- 2 羽州村山郡小関村宗門改帳

近時、町村合併等により、多くの近世史料が消滅、散逸の憂き目をみているが、前記史料もまたこの種の危険にさらされつつあったものである。今次収集により、辛うじて、このような事態を防止することができたのである。前者は、江戸時代における租税に関する極めて重要な史料であり、後者は、曾って、当館に収集された「村山郡小関村宗門帳」の補充史料であり、近世の戸口関係史料として貴重なものである。

その他、マイクロ・フィルムによる収蔵史料として「家世実紀」があ

るが、同史料は会津藩の藩政史料として得がたい価値をもつものである。

本年度の収集数量は、以上のように、極めて少ないが、これも予算上の範囲内において収集したものであり、今後は、何をおいても、収集費の大幅な増額が行なわれることが急務であり、また、計画的な収集体制が確立することが必要であると思われる。

二、近世史料の所在調査

本年度は、特に、広島、奈良両県について、両県地方調査員諸先生に調査を依頼し、多大の成果を得た。史料所在調査については、その調査方法等については、再検討を要すると思われる点が多く、さらに、予算の増額要求とともに、体系的な調査方法の確立が大きな課題となると考えられる。

三、史料展示会

本年は史料展示会の第十六回目に当たり、「府藩県時代史料」と題し、第一部「府県」、第二部「藩」の二部門にわかれ、約一七二点の史料を展示した。期日は一〇月一七日及

び一八日。わずか二日間であったが米館者は二〇〇名を数える盛況であった。

府藩県時代は、明治元年閏四月より同四年七月の廃藩置県に至る約四ケ年の期間に過ぎないが、府・藩・県三治行政制度による明治政府の初の全国支配が行なわれた時期として、あるいは、近世より近代への移行期として、種々の重要問題を含む。当館所蔵の史料約四〇万点のうちには、極めて貴重な史料が多く、学術振興ならびに、今後、ますます意義深い展示会を催したいと考えている。

四、近世史料担当者講習会

本講習会は大学図書館、地方公共図書館、郷土史料館等に勤務し、地方史誌の編さん等近世史料の調査研究・保存・整理にたずさわる者で、特に、その経験年数が三年未満の者を対象とし、近世史料の基礎的な知識・技術を習得せしめるため開催されたものである。期間は一月七日より一二日まで一週間にわたり、受講者は、遠く長崎より、新潟県佐渡を含む全国各県よりの四二名で、終始、熱心な研究討論が続けられ、多大の成果をおさめた。

なお、講習会プログラムの組み

方、資料の内容、講習時間の割り振り等について、更に検討を加え、史料行政の面からは、近い将来、各ブロック別講習会を催すという案も検討されており、今後とも史学振興に資するよう努力を重ねたいと思う。

五、研究事業

当館職員による研究発表会の開催及び、所蔵目録の刊行がその主たるものである。前者は、本年度において、第一〇回より三回行ない、毎回多数の参加者を得、また、後者は本年度整理を完了した「甲斐国山梨郡下井尻村井尻家文書、同村依田家文書補遺、甲斐国巨摩郡青柳村秋山家文書」を史料館所蔵史料目録第十三輯として三月末までに刊行した。

六、その他

昨秋来、当館本館南側に、平家ブロッコ造り一棟建のくん蒸棟（約六六平方メートル）を建設中であったが、本年三月無事、工事を完了。先般受渡しが行われた（表紙写真参照）このくん蒸室は、作業室、くん蒸室、浴室、投棄施設を完備し、新年度より史料の整理等に使用される予定である。

（庶務係長 齊藤重臣）

一、総括と反省

整理と保存

研究員 原 島 陽 一

1、近世史料の取扱いについて、当館が始めて講習会を開催したのは、昭和二十七年九月であった。敗戦後の社会変動に伴う近世史料の散逸防止とそれによる収集史料の取扱の研修を目的として、当館評議員の先生方のご協力のもとに、実習や見学を含めて二週間に亘って行われた講習会は、緊急に必要でありながら當時他に適当な企画もなかったので一応の成果を上げ得た。その後、毎年継続して昭和三十七年までに十一回に及んだ。この間、部分的には日程の短縮や講師の入れ替えもあったが、基本的には大きな改変は行われず、かなり墮性的な運営が続けられた。このような運営についての疑問は、既に三〜四回の頃から出ていながら何らの改善策を見ぬままに、昭和三十八年に至って開催を中止することになった。中止の主な理由は、講習会の目的・対象の不明確なことに對する反省であった。たしかに、第一回の頃には、目的が多少不鮮明でも、

単に啓蒙的な講習会がそれなりの意義をもち得た。この時の参加者で現在は地方の近世史料研究の指導的地位にある方が少くないことから、そのことは窺えよう。

そこで、できる限りの努力によって、現在での最善の方法を見出し、今後は開催を継続しながら漸次理想的なものに向上させて行くことで再開への途をふみ出したのである。

2、右のような事情で三年間中断して来た講習会を、再開する方針が決定したのは五月末であった。再開といっても、単に従来の運営をそのまま再現するのではなく、少しでも理想的な形態を、現状の制約の中で実現させようというのである。三年の中断は、この意味でも決してマイナスではなかった。講習課目の選考、外部から招聘する講師の折衝、テキストの準備をはじめ、時期や期間の選定に至るまで、できる限り検討を加えた。特に、従来の講習がとかく寄せ集めの傾向に流れやすかったことを反省し、館員の分担については勿論、外部の講師にも会の趣旨に添った御協力をお願いして、全体としての構成が整えられるように留意した。こうして、最終的な日程の編成が完了したのは九月中旬であった。

3、講習会の科目内容は、館報前号に掲載したように、(1)講義と(2)史料読解と(3)研究協議とに三大別した。

が、十年の間には近世史料に対する関心や理解も増した。地方によっても出るほどに変わって来た。史料館における講習会の目的や対象や内容などについて検討する必要は十分にある。そのためには、マンネリ化した講習会を続行するよりも、一時これを中断すべきと考えて、中止に踏み切ったのである。ただ、その後、講習会について検討する十分な余裕をもてないまま、三年を経過したことは極めて残念であった。従って昨年十一月に通算十二回目の講習会を開くに当って、主催者としての準備は決して満足すべきものではなかった。しかし、講習会に對する内外の要請は、もはや検討のみに時日を過すことを許さないほどに強かった。

(1)では、近世を中心に、その上下に続く中世と近代との史料の概略を理解することを目的とした。このため、中世古文書を東大教授宝月圭吾氏、近世史料を学習院大教授児玉幸多氏、近代史料を東大教授古島敏雄氏という斯界の権威の方々にお願いで講義していただいた。また、東大教授石井良助氏に特別講演をお願いし、法制史からみた史料について興味深いお話をうかがえて、会を一層有意義なものとする事ができた。

(2)では、当館所蔵史料を写真複製したものやB4版にコピーしたものをテキストに使用し、知行判物や帳帳から仕切状や年中行事帳まで二八種の史料を、幕藩、村方など六区分に分けて館員が担当した。読解を単なる素読に終らせないための方法

企業が不手際を悔みながら、参加申込が定数に達するかと不安であったが、最終的には一部に参加をお断りする方を生じた。会場の条件などによるとはいえ、折角の御希望に添え

が必ずしも一定しなかったことのほか、史料の選択を欲ばり過ぎて時間切れが多かったことと、経費を安くするためにテキストの仕上が不良で読みにくいことが目立った。

(3)の研究協議については、別に担当者による報告が掲載されるので、それに譲る。

4、第十二回の講習会は、こうして無事に終了したが、そこには多くの問題が残されている。今後の講習会の前進のためにも、今回の欠陥を反省しつつ、残された課題について、その要点をまとめておくことにする。

第一に会の目的とする近世史料取扱上の基礎的知識・技術が、具体的にどのような課目であるかが問題である。近世史料の多様な内容や取扱者の直接当面する史料とも関連すること、いま直ちに結論を得ることは不可能であるが、今回のものが一応その方向だけは示しているといつて差支えなからう。今後は、一層有効な内容とするための改訂や、講習対象に応じた課目の変更が当然考えらるべきである。この意味でも、講習対象者を明確にすることが重要である。

第二には講習期間であるが、主催

質問事項		回答数
時間数の割合	よい	23
	短い	14
	長い	1
開催期間	今回通り	22
	10日	15
	その他	1
開催時期	今回通り	28
	10月	7
	その他	4

者及び参加者の都合から考えて七一〇日程度が適当であろう。今回の参加者から得たアンケートの調査結果(別表参照)では、期間の延長と時間数の増加とを希望するものが四割に及んでいる。この種の調査としては、かなりの高率といえる。但し、十日間というのは調査者の与えた数字で、参加者の希望の最大公約数とはいえない。だが、二週間を越えれば、かなりの無理が生ずるのであろう。また期間は時期とも関係があり、例えば学校の夏休期中の実施希望などを、どのように調整していくかも今後の問題である。

第三に、運営の仕方である。特に読解の運営法について、今回の参加者と当館側との双方が、小人数によるゼミナール形式を理想型として志向したことが印象的である。講義や研究協議とは性格も異なるので、読解の場合には参加者を一〇人位の小

グループに分割して効果を高めようというのである。この方法の適用によって、前記の第一、第二の欠陥の一部を補うことも可能なように考えられる。それには、読解の内容を統一することのほか、参加者の水準を同程度に揃えたり、参加者側の準備体制を考えるなど、この形式を採用するための対策を検討する必要がある。

このほか、開催の決定を早くすることで参加者側の応募を容易にすること、講師謝金以外の講習会運営費がないことなど、主催する当館にとって改善すべき点、今後も問題となる点が多い。また、比較的初心者を対象とした講習会を、地方で出張開催する要望もあった。この要望は従前も時々耳にしたが、人員などの情勢からみて実現の可能性は乏しい。それに現段階では各地方で別個に企画することがむしろ可能性が強い場合もある。

以上のほかにも問題はあがるが、最後に講習会の根本的改善について触れておきたい。近世史料を取扱うための基礎的知識・技術が、具体的にどのような内容であるにせよ、これが一週間や一カ月で済ませられるものでないことは明らかである。筆で

書かれた字を正確に読むという、基礎的知識以前の習得だけでも二ヶ月は要する。宛て字や慣用的誤字の多い近世史料では、内容を適確に把握するための読み分けができればならない。文書の形式やその性格または年代の推定法など、整理のために必要な知識は無限である。これらを組織立てて講習するには、一年程度の養成所に収容するのになければ徹底は計れない。これは、図書館における司書に対する古文書士とも呼ぶべき職業人を送り出すことである。外国では既に実施されていること、決して無理な注文でないはずである。そのような養成所では、外国の例にならって、文書館予算を立て方、ないしはそのための関係官庁との折衝法についてまでも指導することを考えてもよいだろう。

根本的には右のような措置が必要であるが、早急な実現がのぞめない現状では、別の機関なり個人なりの努力に頼った暫定的な講習会で、最低限の解決を計らねばならない。この意味で、当館の講習会を充実させる要望が、ここ数年は続くのである。

一、研究討議について

(1) 近世資料の整理・分類

研究員 大野 瑞 男

今回の研究討議は主として機関に収集された近世史料を対象とした。

〔報告要旨〕

1、近世史料整理・分類の目的

①旧蔵者ごとに区別し、家わけ文書をくずさない。②史料群の全てについて整理する。研究の興味などから特定の史料のみ整理するとその残りは散佚し易い。③原型を尊重すること、つまり時により史料は機能に応じて所在している。分類をしたがために機能が不明にならないようにする。④要するに要求する史料が容易に検索できれば目的の一つは果せる。極言すれば現段階では電子計算機利用のための精緻な分類など考えなくてもよい。

2、近世史料整理・分類の前提

古文書学では史料を文書・記録・編纂物に種別するが、近世史料はその形式・形態が複雑に分化し、史料の数量とくに私文書が増大し、未調査・未発見の史料が存在するなど、整理・分類上のみならず調査研究や

保存上困難な問題をはらんでいる。

3、近世史料の整理法(当館の整理法を参考として提示)

①文書名について、伝来の家わけ

文書は「掛川家文書」のように姓を、村方文書などは「岩本村文書」のように村名を、収集文書は「三井高維氏収集史料」「祭魚洞文庫旧蔵史料」のように収集家・文庫名を付す。これに地名・身分・屋号を冠すれば、文書名を見ただけで内容の推測がつくものもあるはずである。②カードを基礎とする。カードには、(イ)表題、(ロ)作成者、(ハ)差出人、(ニ)宛名人、(ホ)作成年月日、(ヘ)成立、(ト)形態、(チ)数量、(リ)整理番号、(ク)特記事項を記入し、それをもとに分類して冊子目録を刊行する。表題は原題のあるものはそのまま採り、原題のないもの・欠失したもの・不適當なものには仮に表題を付し、前者と区別する。そのさい文書の形式と内容などをもって表題を作成する。整理番号は一史料群ごとに通し番号とし、家

別記号・地域記号なども併用しうるが、受入番号とは別に付す。

4、近世史料の分類法

①従来提起されている近世史料の分類法には、A内容分類(主題分類)、B機能分類、C形式分類、Dその他がある。Aには(イ)適宜項目を表出する方法(近世庶民史料調査委員会や当館など)、(ロ)NDCを使用する方

法(一部図書館)、(ハ)NDCを準用

し十進分類をする方法(天理図書館平井良朋氏ほか)、類似のアルファベット使用の方法(明治大学刑事博物館)がある。Bには大名文書について試みたジョン・ホール氏と山口啓二氏の方法がある。Dには全国的な収集史料の分類に用いる地域分類とか、少量文書には却って便利な無分類年代順配列の方法がある。②右の各種分類法にはそれぞれの利点・欠点がある。内容分類は史料に適合的な項目を立てればテーマ研究の利用には便利であるが、項目の立て方が難しい。十進分類などの記号化は近世の全史料体系を確定しなければならぬし、重出もできず原型も破壊され易い。機能分類は史料の原型にそう方法で、これにより職制のわかることもあるが、逆に職制の理解なしには分類も閲覧も不可能であ

る。中世文書の分類に使われる形式分類は、検索に不便で大量の近世文書には利用しえない。③以上述べたように決定的な利点をもった分類法は見当たらない。当面はある程度の機能分類を基礎に、史料の性格に即した項目を立てて内容分類を行なうのが妥当であろう。

5、分類と配架

図書と史料は形態も性格も異なるので、分類と配架を一致させなければならぬ固定観念にとらわれる必要はなからう。配架は番号順とし、分類・年代・形式・人名等何種類かのカード・システムを採用すれば問題は解決するはずである。

〔討議の要点〕

整理の手順・原簿登録・同一性格の一紙物とくに書状の整理法・目録の様式・個人の整理能力などに質問が集中したが、討議は十分発展しなかった。当館では冊子類を先に整理し、再整理すれば変動の多い一紙物を後にするが、番号は当館の分類項目に従って与える。原簿登録は全部することが望ましいが予算・期限によって打ちきり、あとは一括登録する。残ったものは再整理にまわす。近世史料の整理・分類は関係者が広く協力して研究を進め、遅れている近世古文書学を確立する努力が基本であることを付言しておく。

(Ⅱ)、近世史料の管理・補修

2 補修

研究員 原 鳥陽一

研究員 浅 井潤子

1 管理

収集した史料の管理上の問題点として、A保管、B装備、C配架、D管理と利用の四項に分けて、それぞれの要点を当館の事例を引用しながら提案説明した後、全員で討議を行った。以下に討論の経過を含めて、その主要点を報告しておく。

仮綴じの位置など、未解決の問題が山積している。結局は、臨機の処置で必要最低限の注意を守りながら、多くの問題を今後に残すことになった。

防虫・防湿・防塵などの保管上の問題は、自然科学的な研究を進める必要がある、一部ではその努力が足りつつあるようである。装備と配架とは、整理の問題とも関連して、討論も活発に行われた。史料の原形尊重と保管管理の措置との矛盾を、いかにして調整するにかかっているが、具体的な疑問については、全員が明解な解答を示すことに、屢々困難を感じたようである。一紙物の格納法として、紙封筒利用・板目紙表紙による合綴・一枚毎の裏打ち法などがあるが、いずれを採るかは今後の課題である。冊子物の丁間に挿入された附加物の取扱いや、一紙物の

それというのも、近世史料の多様性と、この種の業務についての予算の乏しさが原因のように思われた。手紙だけで一万点の史料もあれば、五千枚の手形が残っている場合もある。これに劃一的処理法など容易に決められないし、また決めるべきでもなからう。一方では、一紙物を入れる紙袋の大きさをなるべく小さくして経費を少なくしようとする場合に、管理のために一定規格の大型袋に統一せよと誰が強制できよう。管理に関する科学的研究の不足も、本質的にはここに起因している。従って、どれもが現実的解決という名の下に最低限を守ることに精一杯で、理想とは程遠い所で、各自の経験を交換し合っているのが現状のようである。

和紙を主材とする近世史料において、その虫害または湿気による損傷史料の補修、殊に裏打・補綴の作業は、保存・利用上不可欠な問題である。虫害史料が、時には史料一群の大部分を占める場合もあるが、これは専門の表具師に発注するという事も考えられるが、大方は予算の都合上などによって、整理者自身が作業を行なわなければならない。一方その方がより便利である。それは整理用途上その史料の価値判断をしながら、補修史料の優劣をつける事が可能だからである。

そこで素人たる史料整理者が補修をなしうるA・裏打、B・補綴を中心に討議を進めた。

まず裏打では最低用意すべき道具類の説明をおこなった後に、裏打の実演を施行した。道具類のうち、材料に用いる和紙・糊などの購入先の質問があったが、和紙の、パルプの混入しない純粹の手漉紙の購入は非常に困難である。当館においても、未だにこれならよいという紙にはお目にかかれずにいるが、何とか純粹で裏打に適当な紙の購入を、当館などで斡旋できるとよいとも考えてい

る。糊についても、化学糊の場合、粘着力の点でなお研究をする必要がある。また裏打をした史料を乾燥させるための仮張に襖を使用する事について、一般家庭で使用している張板の方がよいではないかとの質問に対し、近世史料は規格不同で、大高檀紙大のものや小絵図類などは、巾が足りない不便さもあるので、より巾の広い襖を使用することを奨めた。

補綴は所要時間不足のため、とじ方の図を示し、これに簡単な説明をしたにすぎなかった。

総じて時間が僅少のために実習が出来ず、講習生自身がこれらの作業が非常にむずかしいのではないかと、いう疑念を残されたと思う。これらの作業は三〇分位でも、一人一人が実際に手をほどこしてみれば、余り損傷していない史料の裏打などは簡単なことであるので、今後は時間の配分をよく考慮して、講習参加者自身が実習によって、その技術を習得され、現場に帰られて、一点でも多く史料の補修をおこなって、近世史料を保存していただくことを切望してやまない。

— 6 —

(Ⅲ) 所在調査法

1 史料調査

この報告は、つぎの要項にそって行なった。

- (一) 所在調査の目的と意義
 - (1) 問題の限定 (2) 調査の科学性 (客観性) (3) 調査と地域の生活 (調査者の態度)
- (二) 所在調査の予備的方法
 - (1) 文献・資料による方法 (2) 歴史地理学的方法 (3) 民俗学的方法
- (三) 史料の存在形態
 - (1) 史料の種類 (2) 史料の所蔵者 (3) 史料伝存の形態
- (四) 史料の整理
 - (1) 整理の目的 (2) 整理の方法 (3) 目録の作成
- (五) 史料の保存・管理
 - (1) 史料の保存 (2) 史料管理の諸問題
- (六) その他

報告では、地方史編纂室や図書館・研究所等による第一次的な所在(の実態)調査を想定して、村方史料を例に、まず調査の成果が地域の

研究員 鎌田永吉
研究員 大給近達

人々に定着しうるような調査法が考えられるべきであり、いやしくも調査者本位の略奪調査などという批判をうけない、という調査者の態度が必要であることを述べ、同時に所在調査は、散逸防止と利用者の共有財産になるような実態を明きらかにするための客観的・科学的方法にもとづいてなされねばならないことを強調した。

(二)では、迫りうる、できるだけ多面的な方法を提示し、(三)では探索の具体的方法をのべ、(四)では目録作成を中心に整理—現地保存を目的とした—方法を提案した。

討議では「成果が地域に定着する調査とは何か」という質問が出されたが、これは第一次的には調査者各自の史料所蔵者に対する前記の態度にかかっており、調査の記録が可能なかぎり現地に残されることが当面可能な方法である。従ってカード採録法だけではとるべき充分な措置とはいえない。

所在調査法は確固とした定説もな

い現在、引き続き、多くの関係者の知識と経験を交流して共有財産をふやして行くことが必要であろう。

2 民俗調査

討議報告は以下の項目にしたがって行なった。

- 1 民俗調査の対象と意義
- 2 隣接科学との関連性
- 3 民俗資料の収集方法
- 4 民俗資料の分析と利用法
- 5 調査者心得
- 6 今後の課題

(1)については、一般民俗の調査と区別して、おもに民俗学的調査を中心に報告した。

いままでの民俗学に対する隣接科学からの批判を紹介し、①方法論上の問題 ②研究者の資質の問題 ③調査方法などについての反省点を述べた。

民俗調査は常に自己の属する文化を対象として、これを自己認識することが最後の目的であって、Völk Kunde (民俗学) が文化の比較から人類の自己認識を目的とする Volkserkunde (民族学) と次元を異にしていることを説明した。特に、慣習的な日常生活の考察から自民族のか

くれた文化(生活様式)に属する「思考様式」、「世界観」、「宗教」の基盤の分析に主眼を置く必要のあることを強調した。

(2)については民俗学の扱う慣習が口頭伝承による学習に基づいているため、慣習がそのまま記録されることが非常に少ない。地域社会を単位とする「文化」の調査には歴史学的アプローチと民俗学的アプローチはとも必要で、両者は文化のいわば表裏の関係にある。慣習の調査は編年の社会における具体的機能や強さを定性的に位置づけることが出来る。社会学との関連では、社会学が没価値的な人間関係を対象とするのに対し、民俗学は文化を支える個人の理解を優先している点が異なっている。しかし調査の具体的資料は社会学と共通しているものが多いことを述べた。

(3)では調査の前提にある問題の出し方にいままで疑問が多かった。とくに郷土史一般を対象とする調査報告には、何んでも書かれてあるがその地域の民俗慣習を理解するために役立たぬ場合が多い。この欠点は調

査内容の相互の有機的な関連づけを無視して、ただ標準化された調査項目の答を羅列している例が多いことを指摘した。

調査に際しては対象地域、県、国のレベルで年表を作成し、調査が対象地域だけ遊離しないよう注意する。地図の作成、戸籍（系図の作成）、戸票の利用法、質問項目の検討（特に現地での補足、訂正の必要性）、被面接者の選択などに関する細かい注意を述べた。

(4) 民俗資料の分析にあたって精神科学的側面（いままで宗教的内容の分析などに用いられている）や歴史の側面をさらに補う分析方法として構造分析を説明した。

(5) の調査者の心得については調査者に必要な基本的条件を述べたあと調査に際して調査日記、観察記録の必要性を説明した。

(6) においては今後の課題として

① 共同研究の必要性、

② 調査の精密化と調査内容の相互の関連性の追求、

③ 定量的認識を具体化する方法などを提案した。なお時間の制約もあって討議は進展しなかった。

民俗資料の保存管理 (三)

— 調査票について —

研究員 中村 俊亀智

ここにいう調査票は、有形の民俗資料（主として民具）を採集する

際、その資料の属性を調査記録するために用いられ、後に、基本カード、収集報告書、あるいは、展示の際の説明書きなどの基礎資料として役立つものである。

従って、この調査票は、完全に保管されることが望ましく、また、閲覧に便利な形式のものが考えられねばならないと思われる。

そのため、旧民族学博物館においては、B六判ルーズ・リーフ一枚裏表記入のものを常時用意し、次の諸項目の記入を、採集者に依頼した。

原名、訳名、標準名

採集地、採集年月日、採集者、採

集経路、購入価格、寄贈者等

製作地、製作者、製作年月日、製

作方法 (以上表面)

材料

使用地、使用者、使用年代、使用

方法

分布・由来

測定

備考

ところで、このような項目記入式の調査票は、記入する人の関心の所在によって、いわゆる、記入ムラを生じ、また、以上八種二二項目では、ややもすると、手数がかりすぎるという感じを与えることがなくもない。さらに、正確をきするためには記入要項も必要であろう。

従って、もうすこし、一般の採集者にも、なじみやすい調査票の形式が考えられてよいのではないかと、という声がかかれたのであった。

民具の調査票には、この種の項目記入式のほかに、いわば、問答体式のものを用いられたことがある。例えば、アチック・ミューゼウム時代の「足半調査票」がそれである。

この足半調査票は、荷札に左の事項を印刷し、採集とともに記入し、採集の資料に、その場で、結びつけるようになっていた。

県郡市町村字名

氏名

採集年月日

1、名称（アシナカとかアシナカソーリとか、ただ、ソーリとか御地で使う名をおかき下さい）

2、結びの名（むすびめをガニメとかハナムスビとかアシナカムスビとか言いませんか）

3、これをシッキレと言いませんか。

4 これをはくとへびにかまれなと言いませんか。

もとより、この種の調査票は、調査研究がかなりの高さのところまで及んだときに用いて、はじめて、効果をあげることができる。

このような問答体式の調査は、やがて、『民具問答集』（アチック刊）へと成長してゆく。同書の刊行は、単に、基本カードの記載のみにあきならず、さらに、そのもとの資料に当る必要がおきたというような場合、たやすくもとに当れるという点で、また、採集者がどのような気持で、その資料を採集したか、などのことが分るという点で、私たちに多大の便宜を与えてくれているのである。

二つの農家家法について

研究員 原 島 陽 一

一
 家法には、家訓・家憲と呼ばれる道徳的内容のもと、法制的性格をもった狭義の家法とがある。近世の家法(狭義の)は、武家家法が法制的に整備されて公法化の傾向が進み

商人や農民の階級に家法が作られている。このうち、商家における家法は店則と称される類で、残存史料も多いので比較的早くから研究が進んでいる。これに反し、農家の家法については、従来の報告例も少く、これに関する研究も商家のものに比べて立遅れている。それは農業経営の在り方などからみて、成文化された家法が元来多くは存在しなかつたと推測されぬでもないが、潜在的存在については、多くの先学の指摘に誤りはないと思う。例えば、奉公人請状の多くに見出せる「御家之法ニ背き申問敷」などの文言が、すべて成文化された家法を指すものとも思えないが、その半面かなりの農家家法の存在を予想させる。ただ、従来は具体的な例示に乏しいために看過さ

れて来たものである。幸いに、当館所蔵史料の中に二つの農家家法を見出したので、それを紹介しつつ、農家家法の意義・性格などについて考へたい。

二
 まず、ここに採り上げた二つの史料を説明する。

①男女出替参候節申渡覚書
 ②召仕之男共江家内之風申渡覚

①は祭魚洞文庫旧蔵史料の中に含まれるもので、(S2740)、安芸国山県郡大利原村の大和屋の「万覚記」(天保五年)の中に出てくる。大和屋に関する史料は、現在ではこの一点のほかは見出せないで、同家の農業経営の状態については一切不明である。「万覚記」には、仕事覚・祭礼覚・たべ物式・男女仕着物などの記載があり、その全文が「社会経済史料雑纂第一輯」(アチックミューゼウム栄報二九、昭和一三刊)に翻刻されているので参照されたい。

②は陸奥国白川郡栃本村根本家文書の中にあり(S2740)、その全文

を末尾に掲載した。根本家は高田藩榊原氏の白川郡における領地のうち栃本組九カ村の触元庄屋を勤めた家で、総点数は約二千点で興味深い史料を多数含んでいるが、同文書の全貌については未だ研究が進んでいない。しかし、同文書中には、ここに掲げた宝暦九年の申渡覚のほかに、卯七月の作成にかかる「召仕之男共江家法申渡之覚」や、二カ条から成る「(下男下女誓詞)」(宝暦四年)などがあり、家法との関連からも注目すべきものである。

三
 ところで、①②の史料は、年代的にも地理的にも隔っており、それぞれの社会経済的条件も明瞭でないから、厳密には比較するのは困難であるが、両者を比較検討しつつ、派生する問題をも考えてみる。両者の内容をみると、何れも日常的な具体的事例による訓誡であることは、この種の家法の通例といえる。火の用心や儉約、そのためのくわえ煙管や早起きに関する条項が共通するのも当然である。また、立居振舞の行儀についての細かい注意が共通して目立ち両者とも四条づつを当てている。次に奉公人男女間の関係についての条項が共通していて、特色となつて

いる。市町や夜遊の条項も同様である。これを商家の店則に比べると、公儀に対する条項や、孝行・身持などの一般的徳目に関する条項を欠いていることが指摘し得る。公儀法令の遵守は、奉公人請状にも必ずみられるが、両史料がこれに触れていないところに、農家家法の作成過程乃至その意識を認めることができよう。奉公人男女間の規制は、店則にはない特色である。商家と農家における女子奉公人の役割の相異も、勿論これと無関係ではない。しかし、農家の女子奉公人の存在は、男子奉公人の雇傭の難易に関係したという説を考えれば、この条項のもつ意味は更に深く、①が七条にわたってこれを扱っていることも首肯し得よう。

四
 農家家法は、それ自体が農業経営者の意識、奉公人の労働の内容や条件など農村生活全般を示すものとして、史料の価値は高い。しかし、家法によって規制しようとした対象や事項のほか、家法が成立するに至った事情を解明して、農業経営形態の変化、奉公人の需給関係やその実態などの背景にまで考察を広げることによって、農家家法の性格なり意義

を末尾に掲載した。根本家は高田藩榊原氏の白川郡における領地のうち栃本組九カ村の触元庄屋を勤めた家で、総点数は約二千点で興味深い史料を多数含んでいるが、同文書の全貌については未だ研究が進んでいない。しかし、同文書中には、ここに掲げた宝暦九年の申渡覚のほかに、卯七月の作成にかかる「召仕之男共江家法申渡之覚」や、二カ条から成る「(下男下女誓詞)」(宝暦四年)などがあり、家法との関連からも注目すべきものである。

なりは一層明白となるであろう。すなわち、譜代奉公人や短期の日雇などを対象とする家法制定の可能性よりは、流動的な賃労働者の雇傭が恒常化した時に、それら奉公人を統轄するための家法の必要性は、一層切実ではなかつたらうか。この場合、そこに成立した家法が、何に基づいて作成されたかは、究明することの困難さは予想されるが、農家家法を考える上で、極めて重要な点である。このために、農民統制の法令や地方書との対比を行った。「慶安御触書」との比較では、当然ながら著しい相異が認められる。これは、年代や対象などを広く選定して、正確な対比の結果を俟たねばならないが、領主のもつ農民の認識と実際の農民の意識との懸隔を測り得る要素を含んでいるともいえよう。

ここに挙げた二例の内容そのものは、日常的事項ではあるが極めて素朴なものであつて、地方書との対比には不十分なようにもみえるが、具体的な労働の内容には参照すべき多くの事項を備えている。

以上のように、各方向からの検討考察を加えたところで、改めて家法のもつ意義が完全に把握されるであらう。

五

終りに、史料②の全文を掲げて、ご参考に供する。

召仕之男共江家内之風申渡覚

一皆之者奉公之儀、田畑耕作は不及申、草薪刈取迄、相互ニ吟味合、負劣無之様ニ勢を出し可相働事、

一無申迄候得共、主人上方之者召呼候時、早速相答致可申候、用向申付候ハ、急キ立可相働、悪口雜言一切無用之事、

一男之洗濯物干場、大馬屋之庇同所こひ出し場ニ竿掛干可申、外之所江一切干申間敷事、

一裏戸口ハ井土端江立入申間敷候、諸職人其外他方ハ参り候者入レ申間敷候、此方ハ用事申付候儀は格別之事、

一寒中作掛薬之義、雑薬すぐり可用くびり薬無用之事、

一面々痒所脇ニそうり一足、わらんじ一足、はち巻手拭、上帯、脇指棒鎌引寄置、火事盗賊用心可致事

一働方諸色一人前之定、別ニ帳面有之候、追々可申付事、

一多葉胡休之儀、毎年二月中之節ハ八月中之節迄、朝飯前老度、朝飯ハ昼飯間式度、夫ハ夕迄式度、一日ニ五度、老度ニたばこ式服ニ可限、長休致間敷候、但六月節ハ七

月中之節迄、昼飯之節半時程休可申候、八月中之節ハ二月中之節迄、朝老度、昼前老度、昼後老度以上三度宛休可申候事、

一夜仕事相仕舞、寐申節、部屋頭之者、不残相揃候段、上方江相断可申、翌朝小鳥鳥之声と共に起、二階ニ而五ニ起し合、下り可申候、

寒節釜屋ニ而火当り候共、暖り候ハ、早々朝仕事ニ立可申候、長休致間敷候事、

一下いろりニ而食事致候ハ、多葉胡老服吸、仕事ニ立可申候事、

一仕事ニ取付候節、くわひきせる致間敷候、軒廻り馬屋之内、灯火たはこ無用ニ候、火之元儀、常々大切ニ相心得可申事、

一夜遊之儀は不及申、神事ニ而も無用之処江集り、酒寄合又ハ諸勝負之類仕候義致候ハ、急度可申付候、奉公人之義ハ、神事等ニも薬買調、薬細工等致し、少々之足り合ニも致し、身之代金早々貫候様ニ心掛ケ第一ニ候事、

一戸之口ニ而多葉胡休ハ不及申ニ、諸仕事致間敷候、台所ハ勿論、野山ニ而も人通りニ居申間敷候、通り之邪魔ニ不成様ニ片付居可申事

一田畑山野江馬遣し候節、行戻り荷付候様ニ可心掛候、から馬追不申

様ニ可致候、皆之者も行来草薪其外見合次第持候様ニ可致事、

一其方共内用ニ女共をつかひ申間敷候、此方ハ申付候儀は格別之事、

一女共とはこ吸付申間敷候、女を頼、とけほり、目のこみ取もらひ申間敷候事、

一女之げた、ぞうり、蓑笠其外何ニ而も貸借無用之事、

一女とならび居、或ハたき火等あたり申間敷候事、

一下女共ハ被頼、諸品受合申間敷候市町江誂物請合申間敷候、但此方ハ申付候儀は格別之事、

一釜屋ニ而火あたり候節、釜之下もえ申様ニ薪等折くべ、食番之妨ニ成不申様ニ可致、食番女釜之台江立寄申節、者語申間舖候事、

一此方召仕之女共儀、他人之女房或ハ娘ニ而候間、男之朋輩トハ違、諸事相懐、礼儀正敷可致事ニ候、

年若成女ニ而も殿付ニ可申事、右二十一ヶ条、当家之法度ニ候間堅可相守、若相背候者ハ、請人主急度召呼暇出し、人代取可申候、常々其旨可相心得者也、

宝曆九年卯十二月

〔本稿は定例研究会の報告要旨をまとめたものである〕

商家年中行事の構成

研究員 中村 俊亀智

三井文庫旧蔵、当館蔵『嘉永元年年中行事 金沢丹後記録』は江戸本石町二丁目御菓子師金沢丹後店の記録であると考えられ、同店の主要行事の内容を、日を追って、簡潔に簡条書きしたものである。

因みに、同店は増田長盛の末とい、本石町本店の外、日本橋、上野、広小路等に五支店を開き、資産二万兩、幕末、三井家とともに外国方御用を勤めたほどの老舗であった。いま、同書の記載を検討してみると、試みに、次の五種に分つことができるように思われる。

一、営業関係 三六件。

うち月初め、月半ばの月次御礼二五件。江戸御本丸・西の丸をはじめ、諸大名、一橋家、上野御別当、日光御門主などがお出入りさきで、雛祭、端午、八朔、重陽などの前後には、種々、御用を勤めた。その二、三を引いてみる。

三月一日 小石川御守殿、御用部屋へ御菓子箆等を献上のため、麻の上下着用。この前後は特に御用多く

なるので、都合を見計し難を摺る。

三月二日 両丸御座敷、御用部屋へ杉御重四、重物一組（外箱は桜を画き、蒔絵、直田付き）。神田橋御住居御用へ御大折巻合献上。両丸へ麻上下着用、神田橋へは名代袴着用のこと。

三月三日 御本丸、西丸御座敷にて載き物。麻上下着用。

五月五日 両丸御守殿御住居にて頂戴物。諸侯様へ麻上下着用廻勤。

六月 暑に入る前日、両丸御守殿御住居、諸侯様へ御機嫌伺い。手札持参のこと。

暮の年の市には、重立ち、若者一名ずつ、ほかに出入の者に御献上用の大海老を買調えさせ、その二〇日、御本丸御座敷へ御鏡餅を献上する。

二、見勢（店）関係の八八件。

正月の蔵開き、初買物、恵比須講、見勢・奥の大晦日などの行事はすでに、一般に知られている。しかし、それ以外、諸帳簿の記帳整理、原料、仕入れなどについて、かなりキ

メ細かな、ゆきとどいた記事がある。

一月一日 蔵方始め。見勢の諸帳面を替え、暖簾も新しいものに掛けかえ、支配人立会の上、蔵を改める。

一月三日 見勢・奥の大晦日。出入勘定を再算用し、吟味の上、帳縮。一月一日 蔵開き。スマン雑煮を、二日のように、祝う。

一月二九日 諸品仕切払い。二月二六日 見勢勘定下調べ。取詰御帳作成。

二月一七日 例年嘉例の見勢勘定御帳開き。本店、下谷店両店一統、目出度く祝い、蕎麦三〇〇盛を振舞う。下谷店の支配人、この日御帳を持参する。

三月二九日 上巳前、雑用方払い置くこと。

七月一四日 出入御勘定細密心付けいたすべきこと。翌日、再算取調べのこと。

一日冬至 新帳面上書。正午はスマン雑煮、里芋、菜、粉米餅。

大晦日 「仕切金平日丹精の功により皆済たるべきこと肝要。細密取調べ受払申すべきこと。」

あるいは、五月 暑中砂糖仕入方心得あるべ

きこと。葛粉も同断。

六月一六日 新餅米、下谷店へ例年の通り、買入れ申し遣すこと。

また、店の者一同に家法条目を読みかせる。

一月二日 夜亥の刻、一同、家法条目を読みかす。永業筋万端細密申合せ和合に及ぶべきこと。

屠蘇、吸物、コンブ。一月二日 亥の刻。家法条目を読みかす。新蕎麦粉で作った蕎麦を出席の者へ三つづつ。女中・下働きへは二つづつ。

奉公人にとって楽しみは藪いり。一月一七日 藪入始。子供一人、土産として袋入り最中万頭二五、店より鳥目二〇〇文、奥より同百文。それに手拭、雪駄、扇子、下帯、鼻紙、足袋をおくる。若者、藪入りを願出た際には、金二朱、別に、土産代として四〇〇文を与える。

七月一六日 藪入始。正月通り、両店年季の若者、子供へ土産そのほか遣す。帰店は夜五ツ蔵守のこと。さらに、見勢の者への仕着せにまで気を配らねばならない。

六月一六日 年季仕着せ物の手当てを心掛けること。

一〇月二〇日 永年勤めの者へ木綿足袋を遣す。この日より翌二月末

日まで、大火鉢をいれ、見勢、年季若者、子供まで綿入れを着せる。

一月冬至 年季の者へ仕着せ買調へ、出入の者へ与える半天を染めさせる。

しかし、商家にとって、最大の行事は恵比寿講。殊に、秋の恵比寿であった。

一月一九日 魚屋、八百屋に注文。人数見込み二〇〇人分。

一月二〇日 恵比須講。恵比須神、御帳面に御神酒一升、五寸お供え一ツ、菓子、御取菓子、御花、御神灯を供え、また、下谷店の分として、お供え、御神酒一升、膳五〇人分を受取りの者に渡す。下谷店より、支配人、手代一人挨拶にくる。

九月九日 重陽。この日恵比須講のため、浅漬大根を二樽手配する。

一〇月一九日 人数二〇〇人を見込み、手配注文。

一〇月二〇日 恵比須講 御神酒五寸のお供え、御菓子、水菓子、御神灯、御花立、三宝にミカンを積み、千両包みなど供える。御膳皿、

汁、平、香の物、御刺身、中鯛、伊勢海老、蒲鉾。下谷店へは御神酒三升、中鯛、伊勢海老、蒲鉾、膳部五〇人前をおくる。例年吉例両店一統御神酒をいただき、また同夜、懇意の人

々を招き、吸物二品で御神酒を祝う。

三、祭礼関係 三件。
六月五日 祇園会御祭礼。正午は冷やしそうめん。添物、小皿に三品酢、白瓜、茗荷、青唐がらし、柚子しようが、魚。

六月一日 山王御祭礼。御神酒御供え。

九月一日 神田明神御祭礼。御神酒、赤飯。
各月初めの三ケ日は、神棚、お軸物に御神酒、御供え、御灯をあげる。

四、寺方関係四件。
初墓参、盆暮の墓参りなど。いづれも持参の金子等をこまかに記す。

七月二三日 未刻より御迎い。墓参り。二季定として金五百疋。掃除代銅六〇疋。籠代同二〇疋。干菓子を持参。棚経の所化へは百文。

七月二七日 盆の墓参り。方丈へ金百疋。役僧へ銅三〇疋。所化へ同二〇疋。子供、門番、下男へ四八文。五、所謂、町方の一般の年中行事約六四件。

一月一日 若湯。年棚引払いまで若湯を焚かせ、年男を先ずいれる。小正月まで、奥・見勢の恵方棚、見勢大神宮、同大黒・恵比須神、荒神御棚、大籠、見勢帳場、奥御軸物、懸け硯、雑穀蔵、土蔵、弁財天へそ

れぞれ御神酒、御灯明、お供などを供える。元旦の雑煮は味噌仕立。

一月三日 若饅頭、スマシ雑煮。
一月三日 味噌雑煮。
一月四日 家内一統青海苔トロロ
一月五日 スマシ仕立タヌキ汁。
一月六日 年越。シメ縄を除く。
一月七日 七種

一月一〇日 万歳。お鏡開き。
一月一四日 削掛け。神棚はじめ所々へ飾る。申の刻、お福茶。

一月一五日 小豆粥。巳の刻恵方棚を引払う。
一月一八日 小豆粥を祝う。
三月七日 おこと。目籠を差出す。
三月三日 上巳。夜亥の刻、見勢職方、蔵方、奥、下谷店まで白酒、清酒を出す。

四月六日 三峯山代参の者出発。御券族料金百疋。御供料金五〇疋奉納。代参の者の手当として金二分。四ツ谷通りより飯能へ出、帰りは、川越廻り。日数七日間。

八月一五日 月供え。団子、枝柿、大根、里芋など、柵にいれ三宝にのせお月様に供える。御神酒、すゝき、御神酒。夜食、家内一統、むし蛤を出す。別に蛤一升買入れ、下谷店へ。

一二月二八日 松飾り。恵方棚。豆松飾りは出入方持ち。飾り次第、豆

腐の煮付、鮭、酒を振舞う。大工棟梁へ三百文ずつ、同じく仕事の者へ二百文ずつ、鳶の者へは四百文。四寸のお供えを浅草五人組へ遣す。正月一五日まで、ネギの類。一切無用のこと。等々。

さて、このように、この「商家年中行事」は、年中行事を行うもの自身になって、あるいは、家業の一環としての年中行事を、とりしきってゆくものの立場にたつて書かれたものである。その記録の態度は、前記の分類にいう町方年中行事の六四件についても、乃至、祭礼・寺方関係の行事についても、同様であるように思われる。

商家の年中行事が、このように、営業関係、店関係、祭礼・寺方関係一般町方年中行事の五部門を含むことは、考えてみれば、当然のことではあるが、これまでの民俗学における年中行事研究では、ともすると、全体的な構成が忘れられ、一般町方の年中行事等が切りはなされてとりあげられていたように思われる。従来の民俗学の問題設定からみて、それも充分理由のあることである。しかし、今後は、その家々の経営個性にまでたれたいった年中行事研究こそが必要であるように考えられる。

所蔵史料の現況 (二)

——収集経過とその問題点——

前号で、当館創立以来現在に至る

収集史料の全貌を、年度別収集件数

・種類(性格)別件数および地域別

件数等を素材に紹介し、収集事業の

時代の変化をたどることによって、

二、三の問題点を指摘した。

今回は、引続き前号のデータに基

づいて、紙幅の関係上前号に触れえ

なかつた当館収集事業の具体的実情

をふりかえって問題点を挙げ、今後

の課題なり展望の布石をしてみた

い。

次表は、収集史料の種類(性格)

を地域(府県)別にあらわしたも

のである。()内の数字は、兼帯職

種または内訳数を示す。全国、一般

にわたる収集家旧蔵史料のうち、比

較的まとまっているものは個別に該

当県に挿入した。なお極少量の断片

史料は除外した。

県名 内訳 種類(件数)

青森 大名一 一(一)

岩手 給人(地主)一 一(一)

秋田 大名分家一、陪臣三、町肝煎

一、蔵元(商)一、村肝煎二

地主二、鉱山業者一、蒐集一

八(一二)

山形 陪臣一、寺一、村役人二(大

庄屋一) 三(四)

宮城 村役人三(浜大肝煎一)

一(三)

福島 寺一、村役人四(大庄屋一)

蒐集一 三(六)

群馬 旗本一、庄屋一 二(二)

茨城 大名一、村役人三(本陣兼一)

二(四)

埼玉 陪臣一、町役人(商)一、村

役人五(宿問屋兼一)

三(七)

東京 旗本一、村役人六 二(七)

千葉 神官一、村役人六(浜名主三)

網元四、医一、四(一二)

神奈川 村役人一 一(一)

山梨 神官一、村役人四、地主

三(六)

新潟 村役人八(大肝煎兼一)

一(八)

富山 村役人二(十村並一)

一(二)

岐阜 旗本一、宿年寄(魚問屋兼)

一(二)

長野 大名一、神官一、町役人(商)

一、村役人一八、其他三

五(二四)

静岡 社家一、村役人九(本陣兼一

津元兼一 二(一〇)

愛知 旗本代官一、商四、村役人九

(手永大庄屋一)、地主四

四(一八)

石川 鑄物師一 一(一)

福井 藩史編纂資料一、商一、村役

人四(浦庄屋一) 三(六)

三重 村役人五、商二(兩替・呉服

一、飛脚一)、蒐集三、其他

二 四(一二)

滋賀 村役人六、商二(仲間一)

地主一 三(九)

京都 公卿一〇、寺一、兩替商一、

村役人二 四(一四)

奈良 村役人二 一(二)

和歌山 陪臣一、蒐集一 二(二)

大阪 割元庄屋一、商四(兩替三、

仲間一)、其他二 三(七)

兵庫 村役人三、商一 二(四)

岡山 村役人二 一(二)

島根 大名一、村役人一、商一

三(三)

山口 支藩一、庄屋一 二(二)

徳島 大名一 一(一)

一、村役人一五、地主三

四(二)

愛媛 村役人一 一(一)

佐賀 支藩一 一(一)

地域的アンバランスは一応別とす

る(前号第三表参照)。近世史料の

性格から云って、村方文書の比重が

大きいのは当然であるが、その所領

関係を軸として検討してみると、領

主史料としての大名文書は、青森(弘

前津軽家)、茨城(土浦土屋家)、長

野(松代真田家)、山口(毛利清末

家)、徳島(蜂須賀家)、佐賀(小城

鍋島家)の六県に、旗本文書は群馬

(佐波郡東小保村久永家)、東京(八

王子千人頭河野家)、岐阜(不破郡岩

中村竹中家)と、旗本陣屋代官文書

として愛知(板倉氏代官八田家)県

が存する。これらのうち所領村の史

料の有するものは、僅かに信州松代領

下の一村のみである。

因みに地域別分類史料のうち、最

多の件数を有する長野県下の村方文

書一九件の支配別構成の内訳は、天

領七、松本藩六、飯田藩二、飯山藩

一、松代藩一、柳津領二件である。

なお、松代藩領の史料に関してみれ

ば、当館には城下松代町の町年寄を

兼ねる有力な御用商人八田家文書を

蔵しており、藩庁史料と城下町史料

の関連を有する唯一のものとなつて

この意味で比較的纏りをみせているのが秋田県である。すなわち、本藩史料（現秋田県立図書館蔵）を欠くが、藩主分家として湯沢所預の佐竹南家文書を含む藩士文書、湯沢蔵元文書、所領村肝煎文書、商人地主文書、特殊産業としての鉱山史料とバラエティに富んでいる。

以上は、各史料の内容・質の検討を行わず、極く表面的・一面的な史料分布の分析であるが、一口に大名文書といっても、藩侯の家史料と藩庁史料の二種が存することは知られる通りであり、その両者が完備して収蔵される例は稀である。現に当館所蔵の津軽家・土浦土屋家・小城鍋島家の侯康史料は現地図書館に所蔵されている。

さて、戦後の著しい史料散逸防止を主要な目的の一つとして設立された当館の収集事業は、当面の急激かつ大量の散逸寸前史料の収集ということに追い廻されて、そこに著しく系統性・計画性を欠かざるを得なかったことは、これを認めなければならぬ。加えて調査費は皆無同然であったから、大部分は各地から流れ込む史料を、乏しい収集費の中で購入せざるをえなかったことも、この傾向を助長する要因の一つとなつて

いた。収集費の標準額は、創立以来ほとんど増加をみないままだったのである。

前号で触れた、和紙再製業者からの購入件数漸増の事実の中に、そこでの問題点が集中的にあらわれている。収集件数の漸増というのも、実は大部分、和紙再製業者から一括購入した諸種雑多な廃棄史料の整理過程での細分化によるものが多い。

このように、困難な状況のなかで収集事業が続けられ、その趣旨にそつう一定の成果を挙げて来たのであるが、近年の新しい情勢の変化に対する積極的な取り組みの姿勢を確立することに立遅れがあったことも否定しえない。例えば、近代史料、とくに市町村役場における永年保存史料などの散逸に対しては、地元とタイアップして組織的な散逸防止対策をたてることも必要であつたろう。

さまざまな意味で、当館の収集事業の経過の中に、戦後の史料散逸に対する、学術行政と歴史学界の歩んで来た姿とそこでの問題点が如実に示されているのだといえよう。

だが同時に、先に述べた事態とそこでの問題点が、当館も含めて、近世史料の積極的散逸防止対策とその体系的・計画的収集を遂行する責務

を負わされているものにとつて、早急かつ抜本的に解消される見込みがないとすれば、われわれは共同してそれに対する具体的対策の樹立に、焦眉の問題として取り組む必要があることも疑いない。それについては、別に回を改めて触れようと思う。

新収史料紹介（承前）

長野県北安曇郡諸村役場書類

大町、外四カ村の明治期の土地、

収税、学務関係（数量一九八冊、五綴）

長野県上伊那郡諸村役場書類

牛良村、外二カ村の明治期の布告、願同、収税関係。（数量五三冊、二綴）

長野県下伊那郡諸村役場書類

上飯田村、外二九カ村の明治期の土地、収税関係（数量七一四冊、一

二通、五一綴）

長野県諏訪郡下諏訪村役場書類

明治期の土地、収税関係（数量二

〇冊）

長野県小泉郡東内村役場書類

明治期の学校関係。（数量五冊）

長野県北佐久郡協和村役場書類

幕末、明治期の土地関係（数量一

五冊）

新潟県中頸城郡諸村役場書類

飯田村外三カ村の幕末、明治期の貢租、土地関係（数量二〇〇冊、一一六通、一四綴、一舗、一括）

山梨県西八代郡古閑村役場書類

明治期の土地関係（数量二二四冊）

山梨県東八代郡一之宮村役場書類

明治期の土地関係（数量三冊）

山梨県南巨摩郡諸村役場書類

飯沢村外五カ村の近世、明治期の貢租、土地関係（数量一四八冊、七

五通）

山梨県中巨摩郡諸村役場書類

百田村外五カ村の近世、明治期の村役場書類で、飯野村に検地帳の文書がある外は明治初年から二〇年代

の土地関係（数量八二一冊、一通、三二綴、一枚、一括）

山梨県北巨摩郡増富村役場書類

近世、明治期の土地、収税、学校関係書類（数量二〇九冊、二四五通、四綴、二括）

山梨県北都留郡諸村役場書類

西原村外八カ村の近世、明治期の土地、収税、学校、戸籍関係（数量三八六冊、三通、五綴、三通、二括）

山梨県南都留郡大富村役場書類

近世、明治期の布達、徴兵、土地、選挙関係（数量一七七冊、一九三通）

羽州村山郡小関村宗門帳

（数量七七冊）

研究動向

○機関研究

先般来の機関研究「近世城下町史料の基礎的研究」に関する収集史料の整理と検討は引続き進めている。

収集史料の内容項目別分類目録作成作業は、史料の多様な存在から、方法的困難が多く、新年度から発足

予定の新しい研究体制のもとで再検討しながら進めて行きたい。初期の「町」から同業集居の「町」連合機能・機構のあらわれる時期に照応して作成されてくるような城下町史料の検討を、周辺農村の発展と関連させて進めること、中・後期の城下町の構造的変化と史料の存在様式の関連を追究すること、などをめぐって討議を重ねている。これらについては、糸魚川町を素材にして、おいおい成果を出してご批判の材料に供し

たく思っている。なお、全国城下町史料目録の作成も併行して行ないたいので、ひきつづき関係各位のご協力をご指導をお願いしたい。

○各個研究

藤村研究員の「幾内における飛脚問屋の研究」は、大阪経済大学日本

経済史研究所蔵「井野口屋飛脚問屋記録」・慶応大学蔵「大坂屋茂兵衛記録」を中心にマイクロフィルムによる収集と検討を進めている。

中村研究員「伝統文化のP.E.T.的分析」は、各地の置山・曳山について計画論的研究を進め、就中、エパリ・エインシヨンの構造に多くの問題点を見出ししている。

本年度下半期の館内定例研究発表会は、つぎのとおり開かれた。

○定例研究会

第一三回 41・12・15 商家年中行事 中村俊亀智 出席者三一名

第一四回 42・3・23 甲州の村方文書について 藤村潤一郎 出席者

詳細は、本号掲載の論文要旨を参照されたい。(第一四回は次号予定)。

同報告とも、史料批判の厳密な方法提示を行ないながら、前者は商家年中行事史料の成立の問題を中心に、

後者は幕末期の政治情勢をふまえた浪人Ⅱ地主史料の性格をめぐって多くの問題を提示し、これをめぐって

研究会との間で活発な意見の交換がなされた。隔月開催の原則である

が、今回は年度末繁忙のため開催が多少ズレしてしまったことをおわび

したい。

したい。

○動向(下半年)

◇41・9・25～10・1 中村研究員 全国博物館大会出席(於函館市立図書館)

◇10・9～10・16 藤村研究員 畿内飛脚問屋史料の現地調査

◇10・20 大野研究員 昭和四一年度全国図書館大会に助言者として出席(於国立教育会館)

◇11・25～11・28 小和田館長 文化史学会大会出席(於同志社大学)

◇12・15～12・17 大野研究員 地方史研究協議会大会に出席(於東京教育大学)

◇12・13～12・15 齊藤事務官 千葉県大原町に史料調査のため出張

◇42・1・10 原島・大野両研究員 神奈川県史編纂準備研究会に講師として出席(於神奈川県庁)

◇42・1・12～1・14 藤村研究員 山梨市下井尻に目録作成関係史料調査のため出張

江川家文書の移管について

昭和三〇年以来、当館の研究史料として借用していた伊豆斐山江川代官史料は、このたび所蔵者の江川家が静岡県斐山町の自宅に財団法人江川文庫を開設されるため、借用中の

史料を三月中旬に返還することになった。今後は同史料の閲覧については右文庫を利用していただきたい。

史料館評議会

昭和四一年一〇月五日、石井会長以下評議員各氏、本館側から館長等が出席して開かれ、四一年度事業計画、四二年度予算要求等について協議がなされた。

人事異動

昭和四一年九月一六日 齊藤重臣

大学学術局学術課史料館庶務係長に昇任

昭和四二年一月一六日 梶礼一郎

名古屋大学付属図書館整理課長に転任

文部省史料館報 第四号

昭和四二年三月三十一日 発行

編集・発行者 小和田武紀

東京都品川区豊町一の一六の一〇

文部省史料館

印刷所 株式会社 依田東文堂

江戸川区西小岩三の六の三

電話(公衆)〇二二三(代表)